

「十七条御法語」について

——第十五条法語に関する伝承と変遷——

長尾隆寛

はじめに

本稿では、法然上人（以下、祖師の敬称を省略）の御法語がどのような伝承や変遷を経て伝えられてきたかということについて『西方指南抄』に所収されている「十七条御法語」に注目し、その中でも第十五条を取り上げ、諸師の著作まで範囲を広げて見ていきたい。

一 『西方指南抄』所収「十七条御法語」に関する書誌的問題

現存する『西方指南抄』として最古のものは高田専修寺にある一二五六年から翌年にかけて親鸞によって書かれた写本である。これが親鸞の真筆であることは辻善之助氏によって明らかにされたが^①、この親鸞真筆本が親鸞による編集であるのか、または現存はしないが『西方指南抄』の原本があり、これはその原本を書写したものであるのかという二者に議論が分かれる。

1、親鸞編集説（高千穂徹^②、中沢見明^③、宮崎円尊^④、岩田繁三^⑤、生桑完明^⑥、浅野教信^⑦、霊山勝海^⑧）

2、親鸞書写説（赤松俊秀^⑨、平松令三^⑩、中野正明^⑪）

次に「十七条御法語」という題名について、永井隆正氏は、『西方指南抄』に所収されている遺文には元来題名が付されているわけではなく、他の文献では「法語十八条」とも呼ばれていることについて、同じ遺文でなぜ法語数が異なるのかという問題を検討している^⑫。

1、十八条とみなすもの

① 万治四年（一六六二年）、元禄七年（一六九四年）の版本

② 親鸞真筆本を底本とする『定本親鸞聖人全集』

2、十七条とみなすもの

① 元禄版を底本とする『真宗聖教全書』

② 親鸞真筆本を底本としたとされる『大正新修大藏経』・『昭和修法然上人全集』（以下、『昭法全』とする）

この問題に関しては「十七条御法語」全体を見て考察する必要があるが、本稿では一応『昭法全』の表記に従い、「十七条御法語」とし、その中、第十五条をどのように捉えるべきか考察したい。

このように、「十七条御法語」については、どのような背景で説かれたものであるかということについて、明確になっていないのが現状である。

二 第十五条法語について

二一 第十五条法語の理解

第十五条には次のように説かれている。（以下、「十七条^⑬」とする）（改行筆者）

又云、真実心トイフハ、行者願往生ノ心也。矯飾ナク、裏表ナキ相応ノ心也。雑毒虚假等ハ、名聞利養ノ心也。大品経云、捨利養名聞。大論述此文之下云、営業捨雑毒者、一声一念猶具之、無実心之相也、翻内矯外者、假令外相不法、内心真実願往生者、可遂往生也。云々。深心トイフハ、疑慮ナキ心也。利他真実者、得生之後利他門之相也。ヨテクハシク釈セスト。

觀無量壽經二、若有衆生、願生彼國者、發三種心即便往生、何等為三、一者至誠心、二者深心、三者廻向發願心。具三心者必生彼國トイヘリ。往生礼讚ニ釈三心畢云、具此三心、必得往生也。若少一心、即不得生。然則最可具三心也。一至誠心者(中略)是名深心。三廻向發願心者、過去及今生身口意業所修一切善根、以真實心、廻向極樂、欣求往生也。¹³⁾

ここでは三心について、様々な経論釈を引用して説かれており、全体的に短い詞から構成されている「十七条御法語」の中で、異例の長さである。

「十七条¹⁴⁾」でははじめに、直接引用はされていないが、善導『観経疏』の次の一節をうけて至誠心が解釈されている。

一者至誠心至者真誠者実欲明一切衆生身口意業所修解行必須真実心中作不得外現賢善精進之相内懷虚假貪瞋邪偽奸詐百端恶性難侵事同蛇蝎雖起三業名為雜毒之善亦名虚假之行不名真実業也若作如此安心起行者縱使苦勵身心日夜十二時急走急作如炙頭燃者衆名雜毒之善欲廻此雜毒之行求生彼仏浄土者此必不可也¹⁵⁾

この『観経疏』をうけて、真実心とは、うわべばかりを取り繕って、飾り立てることがなく、裏表ない自らの行いと合致した心であるとされている。そして、『観経疏』に説かれる、「雜毒」と「虚假」ということについて、これらは、名譽を求め、物欲に溺れる心であるとされている。「十七条¹⁴⁾」では続いて、『大品般若経』に説かれる、「捨利養名聞¹⁶⁾」という一節や、その注釈書である『大智度論』に説かれる、「當業捨雜毒¹⁷⁾」という一節をもつてこれを説明している。次に「深心」と至誠心の「利他真実」について説明され、その後再度至誠心から始まるという構成となっている。その後の内容は『観経疏』の内容の解釈が中心に説かれている。

この「十七条¹⁴⁾」は、
・異例の長さである。

・前半と後半に大きく分けられ(原文改行部)、前半部分の構成がやや不自然である。

・後半部分は『和語燈録』所収の「三心義」とほぼ一致する。

などといった問題点が存在し、この問題について永井氏は、「十七条¹⁴⁾」の前半部における至誠心解釈と後半部の解釈が異なっていることから二つの法語に分けられると¹⁸⁾し、また「十七条¹⁴⁾」と「三心義」の成立時期については、両者に説かれる「五番相對」に関する表現と『逆修説法』・『選択集』に説かれる表現との比較から、『逆修説法』に近く、『選択集』以前に成立したものであるとしている。¹⁹⁾また角野玄樹氏は、「十七

条¹⁴⁾」の前半部と後半部は全く別の法語である可能性と、伝承過程で何らかの理由で合併されたものであるという可能性を挙げ、その理由として、両者の内容に差違がある、前半部の流れがぎこちないなどとしている。さらに角野氏は、永井氏が一応は法然のものどみていた前半部について、善導や他の法然の文献には明言されていない内容が説かれているなどという理由から法然のものとすることに異議をとなえている。²⁰⁾本稿では、前半部に説かれる三心、特に至誠心に関する思想に注目し、法然門下などの思想と比較したうえで考察し、さらには後半部と「三心義」との関係も考察したうえで、この御法語の伝承形態を探っていききたい。

二―二 法然門下における至誠心解釈

この「十七条¹⁴⁾」前半部について様々な問題が生じる原因の一つとして、構成の分りにくさ、読みにくさが挙げられる。その中でも特に読み取りにくい箇所は、「雜毒虚假等ハ、名聞利養ノ心也。大品経云、捨利養名聞。大論述此文之下云、當業捨雜毒者、一声一念猶具之、無実心之相也」という箇所一見すると全て『大智度論』の引用であるようにみえるが、実際に『大智度論』には「當業捨雜毒(『大智度論』原文は「當業捨雜毒」である。「十七条御法語」書写段階での誤りと考えられる)の五文字しか存在しない。筆者はこの箇所の「者」以下の文は『大智度論』の引用ではなく、この詞を残した者の解釈を指す「とは」をあらわす「者」であると考える。つまりこの箇所を解釈すると、「雜毒虚假等は名聞利養の心である。『大品般若経』には「捨利養名聞」と説かれ、『大智度論』には「當業捨雜毒」と説かれている(とおりである)。これを受けて解釈すると、一声一念でもこれを具してしまうとそれは実心の相ではない」ということになる。

次に、この詞は法然のものであるかということが問題となる。「雜毒虚假」を「名聞利養」とする解釈や、『大智度論』をもつてこれを理解し、「一声一念」でもこれを具したならばそれは「実心の相」ではないといった解釈は、法然の他の著作や御法語においてはみられない思想である。²¹⁾そこで以下、門下の解釈を参考に考察していく。これまで他の条を考察した結果、南都浄土教者である明遍・良遍との関係が深いことが分かった。その結果をふまえ、今回も聖光・良忠の他に、明遍・良遍を含めた解釈に注目して考察したい。

○聖光の解釈

・虚假雜毒について

①偽行之者被牽貪瞋名利之心而忘往生極樂之思為求名利發外見内心外相不調不同内心求名聞利養外相現往生行儀詭偽之者此是虚仮心具足之行者也²²

↓外見ばかり道心あるように見え、内心は邪見であり、内外不相応なものを雜毒・虚仮と名づく。

②以念佛往生用事不當現世名聞為當之為恭敬當之為利養當之全非至誠心只是虚假心也非一行專修種種今生用事為也或又人心種種中有人意念半為臨終正念往生極樂半現世名利為名利不淨心至誠心押障押隱也是人全不可往生至誠心念佛者云淨土門入即初發心已來至臨終之時一生間念佛以往生極樂為當名至誠心念佛者依之至誠心念佛者雜毒虚假心可止也只至誠心上至誠心重虚假心遠離可遠離也²³

↓念仏を往生のためではなく、名聞、恭敬、利養のために称えるのは至誠心ではなく、虚仮心であり、誑惑の念仏であり、往生することができない。

・その他

③淨土機根人人中淺輩淨土入是行ナカラ虚假フルマヒヲシ疑心起我ワヒシキマ、阿彌陀佛助給云如是機縁為虚假心停止セシメンカ為別至誠心²⁴

↓機根の浅深によって、虚仮のふるまいをし、疑心をもつて行ずるものもいるが、そういうものの虚仮心を停止させるために至誠心を説く。

※聖光は、外見と内心が不調のもの、また名聞、恭敬、利養のために念仏する者を虚仮とし、そのようなものは往生することができないとする。また同時に、四句分別において非虚非実の人・内外俱虚の人を、尋常の人・世間の罪人とすることや、虚仮心・疑心をもつてしまう行人のために至誠心が説かれたという立場は、様々な凡夫の機根を考慮した見方である。

○良忠の解釈

・虚仮について

①邪偽奸詐四字皆詭曲不實之義故以内外不調心名虚假其意明焉²⁵

↓虚仮とは内外不調の心である。

②至誠心者即實直心也此治虚假心虚假心者即是諸曲詭他之心也若具此心者萬行徒施得脱無期此乃忘出離之志住名利之思所修行業併為名聞利養而不為往生極樂而行也²⁶

↓虚仮心とは諸曲詭他の心であり、これを治すために至誠心が説かれている。虚仮心を抱くものは、得脱することがない。

③智論第五云無復懈怠已捨利養名聞者（中略）當棄捨雜毒勤求涅槃樂譬如惡雹雨傷害於五穀若著利供養破慚愧頭陀今世燒善根後世墮地獄如提婆達多為利養自沒以是故言已捨利養名聞²⁷

↓虚仮心を誠めるための文章の中で『大智度論』が引用されている。良忠の時点では「十七条¹⁵」と同様にこの解釈にすでに『大智度論』が用いられている。

・その他

④菩薩眞實強聖心堅固故行者眞實弱凡心羸劣故強弱雖異眞實相順謂佛願強故攝行者弱心以令生淨土也²⁸

↓凡夫の眞實心とは弱いもので、その捨てきれない凡心を補うほど仏願が強いものである。

⑤内外相應眞實外以猛利強盛可名眞實全所不見也彼強盛義若被上機如龍得水故可有巨益若對下機似踰虎尾還生怯退心（中略）淨土機不堪聖道怯弱下劣之機也何必發猛利強盛心哉只局涯分窮其心故名眞實心也²⁹

↓眞實とは、内外相應のことを指すのであって、猛利強盛ではない。上機に対しては良いが、下機に対しては、虎の尾を踏むようなものである。淨土の機はまさに下劣の機であるから、猛利強盛の心をおこすことはできない。分にあっているから眞實心というのである。

⑥凡夫雖具貪瞋若實欲生皆具誠心³⁰

↓凡夫は貪瞋を具してしまふものであるが、実に極樂に往生したいと願うならば、至誠心は自然と具えられる。

⑦諸凡夫名利如江海厭欣似涓露若欣現世人必勇猛若欣後世人必懈怠³¹

↓凡夫の名利を求める心は江海のように大きいものであり、後世をねがう心は懈怠するものである。

⑧彼佛因中行皆眞實作故所得之果不招紆曲故欲至彼土必須眞實相應所求若心不實無由得生但菩薩眞實強聖心堅固故行者眞實弱凡心羸劣故強弱雖異眞實相順謂佛願強故攝行者弱心以令生淨土也³²

↓眞實の中で本願を成就された果としての淨土に往生するためには、それに相應するように、皆眞實でなければならない。不実ならば往生を得ることはできないとする

が、凡夫の真実は菩薩の真実に比べると弱く劣つたものである。しかし、阿弥陀仏の願力が非常に強いために、相順することができ、往生することができるのである。※良忠も、聖光と同様に内外不調の心を虚仮とし、虚仮心をいだくものは往生することができないと説く。同時に凡夫の心は移りやすく、弱いものであるが、仏願力によって往生することが説かれる。凡夫の機根を考えたうえで虚仮心を厳しく誠める立場がみられる。また、良忠の段階ですでに「十七条¹⁵⁾」と同様に『大智度論』をもって解釈している点に注目される。

○明遍の解釈

・至誠心について

①蓮華谷明遍云至誠心者強盛心也謂不發一念眞實之心何行不可順次往生³³⁾
↓至誠心とは「強盛の心」であり、「一念眞實の心」をおこさなければ順次往生することはできない。

②有人云因等起心雖是虛假刹那等起善三業名起三業意云心住名利不欣淨土屬因等起暫時所起善三業者非往生業故名虛假蓮華谷³⁴⁾
↓ここに説かれる「刹那等起」とは、身口の活動と同時に起こつた初めの一念を除いて、第二念後におこる、おこつては止み、止んではおこる刹那的な三業をいう。たとえ刹那的に善の三業がおこつたとしても、すぐに停止してしまうようなものは往生の業となることはできず、虚仮であり、不実である。すなわち、一念一声絶えることのない強盛な眞實心が求められている。

・散心念仏に関して

③明遍僧都、善光寺參詣のついでに、小松殿の坊に參じて上人に問て云、(中略)そもそも念佛の時、心の散亂するをば如何し侍べきや。上人の給く、欲界の散地に生をうけたるものの心、あに散亂せざらむや。其條は源空も力をよばず。唯心は散亂すれども、口に名號を稱すれば、佛の願力に乗じて、往生疑なし。所詮唯念佛の功をつむべき也。明遍悦て則退出。後に上人の給はく、あなごとごとしの御房や、生得の目鼻を取捨るやあると。云云³⁵⁾

↓常に心の散亂してしまう我々凡夫はどのようにすれば往生することができるかという明遍の問いに対して、法然は、散心のまま称名すれば仏願力によって往生することは疑いないと答える。

※明遍には、①②一念も虚仮心・散心を許さない立場、③④散心念仏を許容する立場の二種類の解釈がみられる。一念一声も虚仮心を認めない立場がみられ、表現上では聖光・良忠に比べてやや厳しく誠めているようにみえる。①②が「十七条¹⁵⁾」に説かれる内容と一致する。

○良遍の解釈

①至心者禪林十因引占察經云至心復有下中上三種差別何等爲三一者一心所謂係想不亂心住了了二者勇猛心所謂專求不懈不顧身命三者深心所謂與法相應究竟不退文以此得知設雖一稱係念名號不雜餘念專注一境其心了了即至心也如是相策一期不退設雖不得如法專念豈非下品之至心耶若不欲至餘念稱名設雖不退猶不及下歟故決定也退按性相行者勵警束心責思稱念之間決定應有至心專想其正至時都無他位阿彌陀佛大悲願力任運來到冥合我心本願決定不可不然若不然者不可取於正覺故也³⁶⁾
↓至心を至誠心と捉え、余念を雑えず、一境に專注することが重要である。

②至誠心者隨分至誠更非越分眞實淨心若不爾者佛豈不量所被機根橫説不應於機教故隨分誠乃名至誠但言至者至於所堪其所堪者隨人不同最下愚鈍具縛衆生亦有自分所堪誠心謂常知所作不念餘事也其間數數所來餘念雖難對治心之所及力之所堪慎之防之雖防猶來雖來猶防防者所謂覺知覺知得止非別強思悔悲調之覺使止者由先加行謂先加行須發大願願我於此一段行中都無餘念一心不亂如是願已應入修行若如是者餘念設來覺之即止由先大願勢力故也此分猶嬾一向懈怠不防亂者即是都闕至誠心也是名虛假雜毒之行設日夜勤必不往生³⁷⁾
↓至誠心とは随分の至誠であり、凡夫はそれぞれの分に随つて余念を防ぎ、一心專注を期すべきである。その間も余念が次々と起こつてしまうものであるが、これを覚知し、防ごうとすれば大願の力によって止むのである。それを怠つてしまったならば至誠心を欠くこととなり、これを虚仮雜毒の行とよぶ。

③言三昧者是定心所未聞思修慧相應但令其心專住一境必得相應若爾我等隨分至誠策心相續稱名之間豈一刹那無專注耶若一刹那有專注者即是生得口稱三昧其心若是強勝明了決定可薰其自種子其種豈非淨土業耶刹那豈非決定業耶³⁸⁾

↓良遍は三昧發得を目的とするが、今日の凡夫を考えると聞思の三昧でさえも成じ難いとしたうえで、称名を相続する間の一刹那に專注がおこることが有り、その一刹那の專注でも有るならばこれが生得の口称三昧であるとする。三昧を目的とするこ

とは今回の問題とは異なるが、刹那の專注に関しては、厳しく專注を求めながらも、凡夫の機根を考慮した上での解釈がみられる。

※良遍は凡夫のそれぞれの分に随った至誠心をおこすべきであるとし、高次のものを求めていないことが特徴である。しかし、良遍の思想の特徴としては、至心を至誠心と捉え、非常に重視している立場がみられる。

二一三 「三心義」との関係について

「十七条^⑤」の中、「観無量寿経二、若有衆生」以下後半部と『和語燈録』所収「三心義」とを比較すると、僅かな言葉使いの上での差異はあるものの、思想の上ではほぼ完全に一致する。この箇所は、何か一つの経論を引用したのではなく、様々な経論を引用し、法然のものと考えられる解釈が所々に組み込まれているものであり、偶然一致するようなものではない。両者の内容はその説かれる順序も完全に一致することから、これらの間には必ず何らかの関係があることが考えられる。可能性として考えられるのは、「十七条^⑤」と『和語燈録』との間に直接関係があり、どちらかがどちらかを参考にしたか、「十七条御法語」の作者と『和語燈録』の編集者である道光が共に同じ原本となるものを参照したということが考えられる。どちらにしても、「十七条御法語」の作者と道光とがともにこの法語を法然の詞として信頼するに足るものであるという考えのもとにこの内容を一条として組み込んだということは考えられる。

今回後半部について詳しく考察することができなかったが、従来通り、後半部に限っては少なくとも法然の思想が説かれているものとして捉えて問題なさそうである。

三 結論 —— 他の条との関係を含めて ——

以前、拙論において「十七条御法語」の第一条の伝承について考察した結果、以下の点が明らかとなった。³³⁾「十七条御法語」第一条（以下「十七条①」とする）には第二十願について次のように説かれている。

或人念仏之不審ヲ、故聖人二奉問曰、第二十願ハ、大綱ノ願ナリ。係念トイフハ、三生ノ内ニカナラス果遂スヘシ。假令通計スルニ、百年ノ内ニ往生スヘキ也。云云。コレ九品往生ノ義、意積ナリ。極大遅者ヲモテ、三生ニ出サルココロ、カク

「十七条御法語」について

ノコトク積セリ。又阿弥陀経ノ已発願等ハ、コレ三生之證也。⁴⁰⁾

この詞と関連がみられる良忠『東宗要』、信瑞『広疑瑞決集』を合わせて伝承を探ることによって、法然から信空に伝わったこの詞が信瑞や湛空に伝わり、そこから良忠や「十七条御法語」へと伝わっていくという伝承を明らかにした。その後明遍・良遍を加えて再考察した結果、以下のような関係がみられた。

第一に、「十七条①」で説かれるような三願に関する問題が南都浄土教の間で常に問題となる課題であったということである。明遍にも当然三願についての解釈が残されており、ここに説かれる思想は明らかに「十七条①」に通じるものである。また良遍も『善導大意』において次のように三願に注目している箇所がある。

若約「修因往生門」者但有「三願」謂第十八十九二十此三願中皆有「修因」余願不_レ然三願修因者第十八即乃至十念第十九中修諸功德第二十中植諸徳本_レ知一切定散諸善散心具足四修不_レ闕皆往生業然於_レ此中_レ重重要正而定者専心口称_レまた「念仏往生決心記」において次のようにも述べている。

已発願今発願乃至若已生若今生若当生文今発願人即今生人也今生豈非_レ順次_レ乎_④ここで良遍は別時意会通の際に『阿弥陀経』の「已発願」などの経文をもって会通しているが、これは「十七条①」の後半部分に説かれる内容に通ずるものである。

また、明遍の一族と他の関係については、信空の父である藤原行隆の妹が明遍の兄である円照の妻であることや、その他、行隆一族と通憲一族の血族的に密接な関係が指摘されている。⁴¹⁾信空と明遍の直接的な関係を示す資料は現在のところ確認できていないが、信空の弟子信瑞が『明義進修行集』や『広疑瑞決集』において明遍を大変重視していることなどを合わせて考えると、信空・信瑞と明遍との間に深い関係があったことは明らかである。

よって「十七条①」の伝承に明遍・良遍を中心とした南都浄土教者が深く関わっていることが考えられる。

第十一^⑤条では、「念声は一論」が説かれていたが、『選択集』などに説かれる第一義的な論ではなく、「念」と「声」との関係を意識した第二義的な「念声は一論」であった。⁴²⁾考察の結果、この念と声の関係について、法然は初めからその問題を意識し、解決していたとはいえ、やはり明恵や『興福寺奏状』を出した貞慶などを中心とした南都仏教からの批判を発端とし、それを意識して良忠などが解釈していることが判明した。また、明遍に関しては、法然どの散心念仏に関する問答が多く残されている。⁴³⁾これ

らの問答は、第二義「念声は一論」における「念」と「声」の問題を意識した上でのことであることが考えられる。

また、良遍にも明遍と同様の散心念仏に関する良忠との問答が残されている⁽⁶⁷⁾。また良遍は、至心を至誠心と捉え、念仏を修す時には至心でなくてはならないとする。さらには、念仏を相続する内に専注の心がおこるともしている⁽⁶⁸⁾。

このような明遍・良遍の思想を見るとき、明恵だけでなく、南都における「念声は一論」の中心問題、特に法然に対する批判が第二義を中心としたものであったことが明らかとなる。

「十七条⁽¹⁾」に説かれる内容が南都における問題であり、南都浄土教者に関係の深いものであるということが分かる。

また、**第三条**には地藏などの諸菩薩を軽んじてはならないと説かれている。『七箇条起請文』などにおいても同様に諸菩薩を謗することを戒めているが、その中で地藏菩薩に特化して説かれる詞は他の法然のものには見られない特殊なものである。

そこで今回注目した明遍や良遍をみてみると、良遍の住んでいた東大寺知足院は師の貞慶から受け継がれた地藏が本尊とされており、良遍の思想からも良遍が地藏信仰者であることが明らかにされている⁽⁶⁹⁾。

また**第四条**では仏師の快慶について説かれているが、明遍が快慶と深い関係があったこと、**第七条**に説かれる『無量寿経』の至心を至誠心と捉える思想が、明遍・良遍ともに、興味があることとして各自の著作にみられ、各々の思想の中心となっていること、**第十四条**における第十九願については第一条と同様に両師ともに注目していた問題であること、**第十六条**の三昧の話が、三昧を重視する良遍の思想に非常によく通じていることなど、**「十七条御法語」**全体と明遍・良遍を中心とした南都浄土教者の思想との一致点が多いことが注目される。

以上のように、これまで他の条を考察した結果、明遍・良遍といった浄土宗と関係の深い南都浄土教者が「十七条御法語」に深く関わっていることが分かったため、「十七条⁽¹⁾」でも同様に両師に注目し考察した。「十七条⁽¹⁾」に説かれる内容は、他の法然の文献にはみられないが、門下の文献には多く説かれているものである。その中で、「十七条⁽¹⁾」には良忠などに多い凡夫の機根に関する説示がなく、明遍・良遍などの強い至心を強調する立場に近いようにみえるが、良忠も凡夫の機根を考慮しながらも、

虚仮心を厳しく誡めている。すなわち、この箇所の説示については、良忠・明遍・良遍のものとして認められるものである。

これまで考察してきた他の条の結果をふまえ、その中で良忠が明遍・良遍の詞を用いる際には肯定的に用いることが多いということ、さらにはこの至誠心積については良忠が両師を肯定的に多用している態度を総合してみると、「十七条⁽¹⁾」は確かに直接他の法然著作にはみられない説示ではあるが、法然から明遍・良遍などに伝わった詞が伝承され、良忠や「十七条御法語」に伝わったと考えるのが妥当であると考えられる。確かに前半部には乱雑さや不自然さがみられ、法然の詞が原型のまま伝わっているとは考えにくい、それは伝承の中での変化である可能性が高く、それをもって法然のものではないとする決定的な理由にはならないと考える⁽⁷⁰⁾。

おわりに

それでは今回の結論である法然↓明遍・良遍↓良忠・「十七条御法語」の伝承の中に第一条のみたような信瑞などの信空系の諸師がどのように関わってくるのだろうか。より明確に伝承を明らかにするためには信瑞など、信空系の諸師と明遍など南都浄土教者との関係や、それら諸師を含めた当時の諸師間の動向、さらには法然教団との関係を、それら諸師に関連すると考えられる『明義進修集』や『一言芳談』などの文献を含めて明らかにしたうえで考察する必要がある。これらを明確にすることを今後の課題としたい。

註

- (1) 辻善之助『親鸞聖人筆跡之研究』（金港堂、一九二〇）参照。
- (2) 高千穂徹乗「西方指南抄に就て」（『顕真学報』一、一九三〇）参照。
- (3) 中沢見明「西方指南抄と漢和語燈録に就て」（『高田学報』三三・二四・二六、一九三九・四〇・四二）参照。
- (4) 宮崎円尊『真宗書誌学の研究』（永田文章堂、一九四九）参照。
- (5) 岩田繁三「西方指南抄の研究」（『高田学報』三八、一九五五）参照。
- (6) 生桑完明「西方指南抄とその流通」（『高田学報』一、一九三〇）参照。
- (7) 浅野教信「西方指南抄の研究序説」（『仏教文化研究紀要』三、一九六四）、同「西

方指南抄の研究——1——」(『真宗学』三三・三四、一九六六) 参照。

- (8) 靈山勝海『西方指南抄論』(永田文昌堂、一九九三年)、同「西方指南抄の評価について」(『宗学院論集』三七、一九六五)、同「西方指南抄の編者について」(『真宗研究』一一・一九六六)、同「西方指南抄における省略について」(印仏研一九一一、一九七〇)、同「法然上人御説法事について」(『京都女子大学人文論叢』一九、一九七〇) 等参照。

- (9) 赤松俊秀「西方指南抄について」(『仏教史学論集』、一九六一) 参照。

- (10) 平松令三「西方指南抄の編集をめぐって」(『井川定慶博士喜寿記念 日本文化と浄土教論攷』、一九七四) 参照。

- (11) 中野正明『法然遺文の基礎的研究』(法蔵館、一九九七) 参照。

- (12) 永井隆正「西方指南抄」所収「法語十八条」について」(印仏研四二一一、一九九四) 参照。

- (13) 『昭法全』四七〇—四七一

- 『浄全』二・五五下

- 『正蔵』八・二一七 a

- 『正蔵』二五・九八 b

- (17)(16)(15)(14)(13) 「三心義」には以下のように説かれている(昭法全四五四—四五七)。

觀無量壽經には、若有衆生、願生彼國、發三種心、即便往生、何等爲三、一者至誠心、二者深心、三者廻向發願心、具三心者、必生彼國といへり。禮讚には、三心を釋しおほりて、具三心者、必得往生也、若少一心、即不得生といへり。しかれば三心を具すべきなり。一に至誠心といふは、眞實の心なり。身に禮拜を行じ、くちに名號をとなへ、心に相好をおもふ、みな眞實をもちひよ。すべてこれをいふに、穢土をいとひ浄土をねがひて、もろもろの行業を修せんもの、みな眞實をもてつとむべし。是を修せんに、ほかには賢善精進の相を現じ、うちには愚惡懈怠の心をいだきて修するところの行業は、日夜十二時にひまなく、これを行ずとも往生をえず、ほかには愚惡懈怠のかたちをあらはして、うちには賢善精進のおもひに住してこれを行ずるもの、一時一念なりとも、その行むなしからず、かならず往生をう、これを至誠心となづく。二に深心といふは、ふかく信する心なり。これについて二あり。一にはわれはこれ罪惡不善の身、無始よりこのかた六道に輪廻して、往生の縁なしと信じ、二には罪人なりといへども、ほとけの願力をも

て強縁として、かならず往生をえん事うたがひなくうらおもひなしり信ず。これについて又二あり。一には人につきて信をたつ、二には行につきて信をたつ。人につきて信をたつといふは、出離生死のみちおほしといへども、大きにわかちて二あり。一には聖道門、二には浄土門なり。聖道門といふはこの娑婆世界にて煩惱を斷じ、菩提を證するみちなり。浄土門といふは、この娑婆世界をいとひ、かの極樂をねがひて、善根を修する門なり。二門ありといへども、聖道門をさしおきて浄土に歸す。しかるにもし人ありておほく經論をひきて、罪惡の凡夫往生する事をえじといはん。このことばをき、て退心をなさず、いよいよ信心をますべし。ゆへいかなとなれば、罪障の凡夫の往生すといふ事は、これ釋尊の誠言なり、凡夫の妄執にあらず。われすでに佛の言を信じてふかく浄土を欣求す、たとひ諸佛菩薩きたりて罪障の凡夫浄土にむまればからずとの給ふとも、これを信ずべからず。ゆへいかなとなれば、菩薩は佛の弟子なり、もし事にこれ菩薩ならば佛説をそむくべからず。しかるにすでに佛説にたかふて往生をえずとの給ふ、ま事の菩薩にあらず。又佛はこれ同躰の大悲なり、事に佛ならば釋迦の説にたがふべからず。しかればすなはち阿彌陀經に、一日七日彌陀の名號を念じて、かならずむまると事をうととけり。これを六方恒沙の諸佛、釋迦佛におなじく、これを證誠し給へり。しかるにいま釋迦の説にそむきて往生せずといふ。かるがゆへにしりぬ、ま事のほとけにあらず、これ天魔の變化なり。この義をもてのゆへに、佛菩薩の説なりとも信ずべからず。いかにいはんや餘説をや。なんじが執するところの大小ことなりといへども、みな佛果を期する穢土の修行、聖道門の心なり。われらが修するところは、正雜不同なれども、ともに極樂をねがふ往生の行業は浄土門の心なり。聖道門はこれ汝が有縁の行、浄土門といふはわれらが有縁の行、これをもてかれを難すべからず、かれをもてこれを難すべからず。かくのごとく信するものをば、就人立信となづく。つぎに行につきて信をたつといふは、往生極樂の行まぢまぢなりといへども、二種をばいはず。一には正行、二には雜行也。正行といふは阿彌陀佛におきてしたしき行なり、雜行といふは阿彌陀佛におきてうとき行なり。まづ正行といふは、これにつきて五あり。一にはいはく讀誦、いはゆる三部經をよむなり。二には觀察、いはゆる極樂の依正を觀する也、三には禮拜、いはゆる阿彌陀佛を禮拜する也、四には稱名、いはゆる彌陀の名號を稱する也、五には讚嘆供養、いはゆる阿彌陀佛を讚歎し供養する也。この五をもてあ

はせて二とす。一には一心にもはら彌陀の名號を念じて、行住坐臥に時節の久近をとはず、念々にすてざる、これを正定業となづく、かのほとけの願に順ずるがゆへに。二にはさきの五が中かの稱名のほかの禮拜讀誦をみな助業となづく。つぎに雜行といふは、さきの五種の正助二業をのぞきて已外の、もろもろの讀誦大乘發菩提心持戒勸進等の一切の行なり。この正助二業につきて五種の得失あり。一には親疎對、いはゆる正行は阿彌陀佛にしたしく雜行はうとく、二には近遠對、いはゆる正行は阿彌陀佛にちかく、雜行は阿彌陀佛にとをし。三には有間無間對、いはゆる正行はおもひをかくるに無間也、雜行は思をかくるに間斷あり。四には廻向不廻向對、いはゆる正行は廻向をもちゐざれどもおのづから往生の業となる、難行は廻向せざる時は往生の業とならず。五には純雜對、いはゆる正行は純極樂の業也、雜行はしからず、十方の淨土乃至人天の業也。かくのごときを信ずるを就行立信となづく。三に廻向發願心といふは、過去および今生の身口意業に、修するところの一切の善根を、眞實の心をもて極樂に廻向して往生を欣求する也。これを廻向發願心となづく。この三心を具しぬれば、かならず往生する也。

(18) 永井隆正『西方指南抄』所収「法語十八條について」(印仏研四二—二、一九九四) 参照。

(19) 永井隆正『五番相對の成立過程』(印仏研四一—二、一九九三) 参照。

(20) 角野玄樹『和語燈錄』所収『三心義』について(印仏研五三—一、二〇〇四)。

(21) 『要義問答』に『阿彌陀經』に説かれる「一心不乱」について説かれた御法語があり、似ているようにみえるが、虚仮心を誠めるといふ意図のこの箇所とは異なる問題について説かれているものである。

(22) 『決答鈔』(浄全一〇・四〇下)

(23) 『西宗要』(浄全一〇・一五九上—下)

(24) 『西宗要』(浄全一〇・一六三下)

(25) 『伝通記』(浄全二・三七七上)

(26) 『決疑鈔』(浄全七・二六八下)

(27) 『伝通記』(浄全二・三七七下—三七八上)

(28) 『伝通記』(浄全二・三七九下)

(29) 『東宗要』(浄全一・七七下—七八上)

(30) 『決疑鈔』(浄全七・二七三上)

(31) 『決疑鈔』(浄全七・二七三下)

(32) 『伝通記』(浄全二・三七九上—下)

(33) 『東宗要』(浄全一・七七上)。「決疑鈔」(浄全七・二七一上)や先述した『伝通記』にも記述有り。

(34) 『伝通記』(浄全二・三七八下)

(35) 『明遍僧都との問答』(昭法全六九四)。この他にも、『明義進行集』・『一言芳談』・

『伝通記』(浄全二・一五六)などにも同様の説示有り。

(36) 『念仏往生決心記』(浄全一五・五六〇上—下)

(37) 『善導大意』(浄全一五・五七四下—五七五上)

(38) 『善導大意』(浄全一五・五七八下)

(39) 拙論「十七條御法語」について——第一条法語に関する伝承と変遷——(『浄土学』四六、二〇〇九)

(40) 『昭法全』四六八

(41) 『明義進行集』或人問明遍僧都云、十九、二十の願の正しき其の体いかんと。答云、

十九は来迎、二十は果遂の願也(中略)二十の願また以て殊勝也。我等がふかく頼む所、只この願也。ゆえいかんとなれば、此願の意は、いかにも往生を心にか

けて、弥陀に歸しつるものは、あさきも深きも、順次多生に、皆其ののぞみを成

ずるなり。」(『国文東方仏教叢書』二—一、七頁)

(42) 浄全一五・五七七上

(43) 浄全一五・五五八下

(44) 伊藤唯真『浄土宗の成立と展開』、青木淳「空阿彌陀仏明遍の研究(Ⅱ)——『明義進行集』の記事よりみた信仰者の血族的結衆についての一考察」(印仏研四一—二、一九九三)など参照。

(45) 第二義的「念声は一論」について詳しくは永井隆正「法然上人における念と声について——「念声は一論」試論——」(『仏教文化研究』二九、一九八四)、同「良忠上人の念声は一論——とくに念と声の関わりについて——」(『良忠上人研究』、一九八六)参照。

(46) 『法然聖人絵』・『法然上人伝絵詞』・『拾遺古徳伝絵』・『法然上人伝記』・『四十八巻伝』の各伝記にて、法然と明遍との散心問答に関する記事が説かれている(原文については、法然上人伝研究会編『法然上人伝の成立史的研究』対照篇一(知恩院、

一九六二)の九九頁を参照のこと)。この他にも、『一言芳談』上(『古典叢書』二頁)や、『伝通記』(浄全二・二五六上)などにも同様の散心問答があったことが説かれている。また、『決答授手印疑問抄』下(聖典五・二三六)や『一言芳談』下(『古典叢書』一八一―一九頁)には鎮西の本覚(光)房と明遍との問答が説かれている。これらの問答では共通して、念仏を称える際には、心の乱不乱を論ぜず、相続することが重要であるという内容が説かれている。

(47) 『決答授手印疑問抄』下(聖典五・二三六)に、明遍と並列して次のように説かれている。

然阿奉問良遍云妄念起時先改安心後可唱名号候歟如何良遍答云先不論乱不乱可唱名号也名号徳安心可止也

(48) 坂上雅翁「南都浄土教における至心について」(印仏研二九―二、一九八一)など参照。

(49) 清水邦彦「良遍の地藏信仰」(印仏研四三―一、一九九四)参照。

(50) 青木淳「空阿弥陀仏明遍の研究——特に仏師快慶との関係をめぐって——」(印仏研四〇―二、一九九二)参照。

(51) 石田充之『法然上人門下の浄土教学の研究』下(大東出版社、一九七九)、望月信亨「生駒良遍の浄土教義」(『浄土学』七、一九三四)など参照。

(52) 前半部最後に「利他真実」を「得生之後利他門之相」としていることは、確かに法然の著作にはみられない思想である。ただし、これが明らかに他の誰かの思想と一致するものであると断定できない以上、至誠心↓深心の後に説かれることもあり、法然のものではないとするよりは、単なる書写段階で「廻向発願心」と間違えたと考える方が妥当ではないかと考える。廻向発願心を細釈しない『選択集』にも通じる。『大智度論』の文を間違えているところなど、文献的に問題があることは間違いないことであるが、それをもって非法然とすることはできない。